

過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充及び延長

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から旧制度を見直すこととした上で、延長する。

1. 旧制度 :

- ① 都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。(事業税、不動産取得税、固定資産税。事業税と固定資産税は最初に課税免除等を行った年度から3年間)
- ② 都道府県が、過疎地域内において個人が行う畜産業及び水産業(事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3~1/2の場合に限る)について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。(個人事業税。最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 改正内容(1. ①の措置関係) :

項目	改正内容
①対象業種 (旧)製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(「情報サービス業等」)を追加
②取得価額要件 (旧)2,700万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
③対象となる設備投資 (旧)新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
④適用期間 (旧)令和3年3月31日まで	3年間延長(令和6年3月31日まで)(1. ②の措置を含む)

3. その他 :

- 所要の経過措置を講ずる。
- 市町村による産業振興施策に資する措置とするため、適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興施策促進事項を記載することとする。